

自主回収報告制度について

参考資料 3

		大阪府自主回収報告制度	国の自主回収（リコール）報告制度
制 度	根拠法令	大阪府食の安全安心推進条例	食品衛生法及び食品表示法
	時 期	令和3年5月末で条例に基づく自主回収報告制度は廃止	令和3年6月1日から食品等の自主回収を行った場合の届出が義務化
	対象食品	①食品衛生法違反又は違反疑いの食品等 ②食品表示法違反の食品（アレルギー、期限表示等、安全性に関するもの）	
	報告対象	・府内の製造者、輸入者、加工者等 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者 等 ※府内で製造、加工、流通していない食品等は報告対象外	・食品衛生法（回収担当部門） ・食品表示法（食品関連事業者等） ※府内で製造、加工、流通していない食品等であっても、府へ届出されることがある。 府内で製造、加工、流通している食品等であっても、他府県等に届出され、府へ届出されないことがある。
	公 表	府ホームページ	国の食品衛生申請等システムのホームページ
メ ル マ ガ	配信対象	府内に流通している又はその可能性が高い自主回収情報を配信	国の食品衛生申請等システムに掲載された全国の自主回収情報を配信
	配信時期	府が情報を探知した時点	10時時点の情報を当日中に配信 （ただし、閉庁日の場合は翌開庁日）